

政府間機関に関する情報 E A	ユーラシア特許機構 (E A P O) 一般情報	附属書 B 2 E A
政府間機関の名称	Eurasian Patent Office (EAPO) (ユーラシア特許庁 (E A P O))	
所在地	2, M. Cherkassky per., Moscow, 109012, Russian Federation	
郵便のあて名	所在地と同じ	
電話番号	(74-95) 411 61 50	
電子メール	info@eapo.org	
インターネット	http://www.eapo.org	
ファクシミリ装置	(74-95) 621 24 23	
政府間機関はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	受理しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、DHL 又は Federal Express の配達サービスを条件とする。	
出願人がW I P O D A S ¹ から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)の2))	出願人がW I P O D A Sから国際出願及び国内出願を取得できるようにする用意がある	
右の各国の国民及び居住者のための管轄受理官庁 ² 国内法令は外国官庁への 国際出願を制限するか？	アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、キルギス、カザフスタン、ロシア連邦、タジキスタン、トルクメニスタン 政府間機関に問合せされたい	
右の各国についてのユーラシア特許の付与のための管轄指定（又は選択）官庁 ³	アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、キルギス、カザフスタン、ロシア連邦、タジキスタン、トルクメニスタン	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	ユーラシア特許	

[次頁に続く]

1 W I P O D A S についての詳細情報は次から入手可能である：<https://www.wipo.int/en/web/das>

2 出願人は、国民若しくは居住者である国の国内官庁又はW I P O 国際事務局に出願を行うよう選択することもできる（附属書C参照）。

3 国内段階（ユーラシア特許機構）を参照されたい。

E A	ユーラシア特許機構（E A P O）（続き）	E A
国際型調査に関するユーラシア特許条約の規定（PCT第15条）	な し	
国際公開に基づく仮保護	該当すれば、PCT及びユーラシア特許条約の双方の各締約国で付与される保護は、当該国について「ユーラシア特許を目的とする指定の場合」の見出しを付して示している。ユーラシア特許条約第9条(3)及びユーラシア特許条約規則に基づく特許規則10, 66(2)を参照。	
E A P Oが指定（又は選択）官庁である場合の有益な情報		
E A P Oが指定（又は選択）官庁である場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了時に不明の場合、管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あ り（附属書L参照）	